

大泉町防災士育成事業の実施について

大泉町防災士育成事業補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する防災士資格の取得に係る経費を補助することで、地域の防災力の向上を図ることを目的とします。

2 内容

補助対象者	平成28年4月1日以降に防災士の資格を取得した者で、次の要件の全てを満たすものとします。 <ol style="list-style-type: none">1 町内に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されていること。2 防災士の資格を取得した後に積極的に地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策に協力し、防災リーダーとして町内の自主防災組織等で活動する意思があること。3 町内の自主防災組織等に、防災士資格を取得した旨、氏名、住所及び電話番号を提供することに同意すること。4 町税を完納していること。 ※ 「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）の認証登録を受けた者をいいます。
補助対象経費	次に掲げる費用に対して補助を行います。 <ol style="list-style-type: none">1 機構が認証した研修機関による研修講座の受講料2 防災士資格取得試験の受験料3 防災士認証登録申請の申請料
交付金額	補助対象経費の合計額から他の制度による補助金等の額を控除した額とします。 ※ 補助金の交付は、1人につき1回限りとします。

3 交付手続

交付申請の方法	<p>大泉町防災士育成事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添付して申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none">1 住民票の写し2 町税の納税証明書3 防災士認証状の写し4 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類5 誓約書兼同意書（様式第2号） <p>※ その他町長が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。</p> <p>※ 町税等調査閲覧同意書を提出した場合は、上記1及び2の書類の提出を省略することができます。</p>
補助金の交付時期等	<ol style="list-style-type: none">1 申請後、内容の審査を行い、補助金の交付を決定したときは、大泉町防災士育成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知します。2 交付決定の日から起算して30日以内に補助金を交付します。
補助金の返還等	<ol style="list-style-type: none">1 偽りその他不正の手段により交付決定を受けた人は、補助金の交付決定を取り消します。2 既に補助金が交付されている場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとします。

4 各種様式

申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none">1 大泉町防災士育成事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）2 誓約書兼同意書（様式第2号）3 大泉町防災士育成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）4 大泉町防災士育成事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）
---------	---

5 事業期間

期 間	令和4年4月1日から
-----	------------

5 担当部署

大泉町安全安心課	電話0276(63)3111
----------	----------------